

令和3年度 債権放棄一覧

財政局徴収対策課長
 田野井 敏行 TEL 671-2369

「横浜市の私債権の管理に関する条例」に基づき、令和3年度中に放棄を行った債権は次の一覧のとおりです。

会計	債権名	金額(円)	件数	款	項	目	節	適用号	所管部署	
一般	市立保育所延長保育負担金	668,130	37	16	1	1	2	第3号	こども青少年局 保育・教育認定課	
	学校給食費負担金	22,052,584	757	16	1	8	2	第3号	教育委員会事務局 健康・食育課	
	市営住宅使用料		1,566,600	13	17	1	8	2	第1号	建築局市営住宅課
			729,000	6	17	1	8	1 2	第2号	建築局市営住宅課
			7,604,239	46	17	1	8	1 2	第3号	建築局市営住宅課
			2,286,648	6	17	1	8	2	第4号	建築局市営住宅課
			1,784,900	5	17	1	8	2	第5号	建築局市営住宅課
	土地貸付収入	419,000	1	20	1	1	1	第1号	建築局市営住宅課	
	土地貸付料	426,000	8	20	1	1	1	第3号	財政局管財課	
	普通財産一時貸付契約に伴う貸付料及び損害賠償金	8,224,608	21	20	1	1	1	第3号	港湾局港湾管財課	
	電柱等設置にかかる土地貸付料	3,100	1	20	1	1	1	第3号	健康福祉局障害施設 サービス課	
	横浜市同和世帯更生資金貸付金	4,327,700	3	24	3	2	1	第2、3号	市民局人権課	
	技能職設備資金貸付金元利収入		197,000	1	24	3	4	11	第2号	経済局雇用労働課
			189,800	1	24	3	4	11	第3号	経済局雇用労働課
	違約金(土地貸付料)	111,900	2	24	5	1	7	第3号	財政局管財課	
	特別定額給付金返還金		100,000	1	24	5	2	9	第1号	市民局総務課
		229,483	2	24	5	2	9	第4号	市民局総務課	
工事請負契約の精算措置に伴う遅延損害金、違約金残額及び前払余剰金額に付すべき利息	87,624	1	24	5	10	11	第5号	道路局横浜環状道路 調整課		

会計	債権名	金額(円)	件数	款	項	目	節	適用号	所管部署
一般	市営住宅返還費(原状回復費等)	1,484,147	10	24	5	14	3	第3号	建築局市営住宅課
	市営住宅損害賠償金	1,225,100	3	24	5	14	3	第3号	建築局市営住宅課
	臨時運行許可番号票未返却者等への実費弁償請求代金	7,016	4	24	5	14	3	第3号	市民局区連絡調整課
		9,436	6	24	5	14	3	第5号	市民局区連絡調整課
	PHS等アンテナ基地局電気代	10,135	2	24	5	14	3	第5号	市民局区連絡調整課
	図書汚損者に対する実費弁償請求代金	1,572	1	24	5	14	3	第5号	教育委員会事務局中央図書館サービス課
	横浜保育室事業助成金戻入(あざみ野コロナ保育園平成22年度家賃補助の返戻)	1,275,750	1	24	5	14	3	第5号	青葉区こども家庭支援課
国民健康保険事業費	一般被保険者第三者納付金	4,000,087	11	8	2	1	4	第3号	健康福祉局保険年金課
中央卸売市場費	本場収入(市場において使用する電気使用料)	13,742	1	6	1	1	1	第5号	経済局中央卸売市場本場運営調整課
母子父子寡婦福祉資金会計	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	10,476,104	42	1	1	1	3,6,10,11,12	第3号	こども青少年局こども家庭課
水道事業会計	未収水道料金	52,119,343	21,588	1	2	1	1	第3号	水道局サービス推進課
	水道管毀損に伴う修繕代金等	1,139,634	21	1	2	1	5,2,3	第3号	水道局給水維持課
病院事業会計	市民病院入院収益、外来収益及び室料差額収益	14,954,672	317	1	1	1	1,2,3	第3号	医療局病院経営本部病院経営課
	脳卒中・神経脊椎センター入院収益及び外来収益	1,610,310	49	2	1	1	2,1	第3号	医療局病院経営本部病院経営課
合計		139,335,364	22,968						

〈参考〉 横浜市の私債権の管理に関する条例（抜粋）

第7条 市長等は、市の私債権(その額が5,000,000円以下のものに限る。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該市の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で当該市の私債権について履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の私債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 当該市の私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
- (4) 当該市の私債権について令第171条の2の規定による強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該市の私債権について令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該市の私債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき。